

第十三回 参議院建設委員会會議録第四十九号

(七九〇)

昭和二十七年六月五日(木曜日)午前十一時五十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬兵衛君
理事 赤木 正雄君
田中 一君

委員 石川 榮一君
楠瀬 常猪君
深水 六郎君
前田 穰君
門田 定藏君
三輪 貞治君
三木 治朗君
松浦 定義君

政府委員

建設省管理局長 濤江 操一君
建設省都市局長 石破 二朗君
事務局側 菊池 璋三君
常任委員 武井 篤君
常任委員 常任委員 常任委員

説明員

建設省管理局長 水野 岑君
建設省都市局長 高谷 高一君
都市建設課長

本日の会議に付した事件
○公共工事の前払金保証事業に関する法律(内閣送付)
○国道一号线中浜松市内の幅員拡張工事中止に関する請願(第六九八号)

第十六部

建設委員会會議録第四十九号

昭和二十七年六月五日【参議院】

○栃木県宇都宮市の大通り区画整理計画変更に関する請願(第六九七号)
○栃木県宇都宮市の大通り拡張反対に関する請願(第八二二号)
○広島、長崎特別都市建設事業促進に関する請願(第一二三五号)
○戦災復興事業費国庫補助増額に関する請願(第二五四号)
○戦災復興都市計画事業促進に関する請願(第二八八号)
○東京都高田馬場都電通り幅員拡張反対に関する請願(第二五九号)
○中央官庁地域設定に関する陳情(第九三二号)

○委員長(廣瀬兵衛君) 只今から建設委員会を開会いたします。
公共工事の前払金保証事業に関する法律案を議題に供します。本案につきまして御質疑のあるかたは順次御発言を願います。只今見えておりますのは濤江管理局長、石破都市局長、それから水野建設課長であります。

○田中一君 第三章の前払金保証事業のうちの保証約款について、二質問をいたしたいのですが、その前に昨日お願いしておきました保証約款といいますが、保証約款並びに保証約款の案をお持ちでしたならば、御提示をお願いしたいと思います。

○政府委員(濤江操一君) 保証約款は今案を一応目を通しまして、お手許に御覧にされるようにしたいというふうにいましております。で、一両日中に御提出できると思っております。

○田中一君 それでは無論それまでは審議はいたしますが、それを御提出願ひまして、その上で私は結論を出したいと、討論したいと思ひますが、それまでお待ち願ひたいと思ひます。このうち十二條の二の五、「その他建設省令で定める事項」これは大体どういう構想でいらつしやいますか。

○政府委員(濤江操一君) ここで予定しております事項は免責事項、即ち保証事業会社が如何なる理由による場合にはこの保証金額の弁済の債務の責任を免れるかという事項につきましても規定、次に工事の追加がありまして場合の承認手続、更に発注者のこの保証契約によります諸般の通知事務、これは発注者で或る程度の解約の事前通知、或いは解約になりました直後の通知事務、そういう規定、それから保証契約に紛争のありました場合の裁判管轄権の問題、次にこれは昨日も御質問に出ましたようなダンピング、或いは契約事項の当事者相互間の紛争がございます場合は予定されますが、その場合の調停人制度、第三者による調停を考へておりますが、その調停人制度に関する事項、これらの事項を保証約款の中に織込むことに考へて行きたいというふうな思ひつております。

○田中一君 不可抗力によるところの災害その他の点については、どういう形でそれを規定するのですか。

○政府委員(濤江操一君) これはやはり保証約款の重要な事項でございまして、只今申し上げました免責事項の規定

がそれに該当することになるわけでございますが、現在の保険契約の場合におきまして、保険会社の或る程度の免責事項というものは保険約款の中に規定してございまして、この保証約款の場合におきましては、二つの免責事項を現在考へております。その一つは地震、暴風雨、水害等の天災、戦争、事変、暴動、或いは労働争議、これは保険契約者自身の単独の労働争議を除いております。いわゆるセネストに相当するものであります。その他他保険契約者の責に帰することのできない客観的な事由によつて工事が解約されるに至つたときといたしまして第一に考へております。第二といたしまして、工事の目的物の引渡後に目的物に存する瑕疵に基いて工事が解約される。これは工事契約の解約ではございまして、全然この保証約款の予定してあります保証事項に該当しないものというふうな考へられますので、これらを免責事項に考へております。

○田中一君 この履行保証保険と争議、これが大体どう一緒になると非常にうまい工合になるのですが、この保証約款には必ず履行保証保険を付けなければならぬとかなんとかいうような條文が入るのですか、入らないのですか。

○政府委員(濤江操一君) これは予定いたしております。

○田中一君 先般ここへ証人を呼んだときに、国鉄側からいわれる今私が質問したようなこの前払金の保証事業と

並行して、履行保証保険的な工事の完成というものを約束するという点も入れば非常に安心なんだ、ただ金の面のみでいて保証するというものよりも、工事を完成するという形で持つて行けば非常に安心なんだというふうなことを国鉄の主計局長が言つておりますけれども、それはお聞きになつておりますか。

○政府委員(濤江操一君) 聞いております。

○田中一君 ストライキというものは御承知のように相互間の問題であつて、無論一方的に起るのことは暴動であつて、ストライキの場合には相互間の経済的な理由によるところの争議ということに定義付けられるのじやないかと考へるのですが、その理由がその雇用者側にあつた場合に損害があつたというのが今の御説明の点に該当しますか、しませんが。

○政府委員(濤江操一君) 先ほど申し上げました労働争議の定義は、保険契約者単独の争議というのを考へておりませんので、むしろセネストといふときものを考へておる。従いまして、これは建設業者対雇用者の争議といふことではなくて、むしろその建設工事をやります場合の材料の運搬でございまして、或いは材料費の値上りでございますとか、或いはつたようなことが労働争議に起因して起きたと仮に仮定いたしました、その結果解約の段階に至るといふことが仮にあつたとしてもすれば、これは他の保険契約、殊に

今回保険会社で実行することになつております請負保険の場合においても、やはり同様の免責事項というものを保険約款の中に入れております。彼此勘案いたしまして、これは免責事項に取るべきじやないかというふうに思つております。

○田中一君 御説明ですと、ゼネスト或いは他の産業のストライキの影響を受けて、労務費とか或いは材料等が値上げになつた場合、これに該当するといふことであつて、その工事現場に起きた場合にはこれを認めないといふお考えの方ですが、若し工事現場に起きた場合ですと、それその工事現場そのものの争いでなくて、経済的の争いでなくて、請負者全体の争いが波及されてこの現場に及んだといふ場合にはそれはどうなりますか。

○政府委員(濤江操一君) その場合やはこのゼネストに相当するものと考へまして、免責事由と考へるといふふうに思つております。

○田中一君 二項のニの保証金の額の決定及び支払に關する事項、これは保証金、保証料とは無論違つて、保証基金のことと思ひますが、これを若し支払するといふ状態はどういう状態を考へておられるのですか。

○政府委員(濤江操一君) 二号はこれは保証債務額という意味でございますが、御指摘になりました保証基金の規定は第三号に入つております。

○田中一君 これは保証基金の払戻しの件ですね。これはどういう場合を想定しておられるのですか。

○政府委員(濤江操一君) 保証基金は御承知のように先般御説明申上げたかと思ひますが、この保証事業会社の資

本金以外に信用力をプラスさせるための制度でございますので、この保証基金は保証契約者、つまり請負業者の預り金という形になつております。従つてこれは保証基金が或る程度充實いたしました場合には、自己資本が或る程度充實いたしました場合には、この保証基金の効用というものはなくとも自己資本だけでカバーして行けるということにもなります。そういうことも想定いたしまして、そうした場合には預り金本来の姿に帰つてこれを保証契約者即ち請負業者に払戻すと、こういうことに考へております。

○田中一君 仮に二十七年にこの法が施行されてから直ちに前払方法がとられて、大体先般も御説明願つたように、相当額の貸付と言ひますか、保証金を前払金を付することになると思ふのです。その際日歩一銭の基金というものが二十七年でどのくらい溜まるように見込んでおられますか。

○政府委員(濤江操一君) 全国一本と一応想定いたしまして考へますと、三億八千万程度になります。

○田中一君 そうしますと、これが資本金が仮に一本と想定して一億と見る場合には、二十億まで保証ができることになるわけですね。そうするとこの基金が二十億に達すれば、先ずそれ以上のものは払戻ししよう、こういうようなお考え方なんでしょうか。

○説明員(水野孝君) これは一応私どもの試案でございますが、そういうふうな御了承したいと思ひますが、原則と申しますか、この基本的な考え方は管理局長も申しました通り、保証事業会社の自己資本が漸次充實される、そういったしますと、この自己資本

だけでだん／＼この目的を達するようになりまして、保証基金を逐次まあ返すといふのが基本的な考え方がございまして、もつと具体的にこれを申してみますが、保証事業会社の自己資本が予定される保証債務の最高残高、いわゆるピークの二十分の一を下らない額に達した時期においては保証契約者からの請求に基きまして、当該保証契約者にこの保証基金を払戻すことになりまして、但しその時期に達しない場合におきましては保証事業会社の収支状況を見まして、事故も非常に少い、そういう自己資本が毎年／＼非常に充實される、そういうことになりまして、保証事業会社といふことはこれでも健全な経営ができるわけでございますから、そういう堅実な運営が期せられるというふうな場合におきましては、この保証基金の一部をそういう段階に達しませんが逐次払戻して行くと、こういうことを考へております。

○田中一君 今の局長も課長も言われているように信用度が増すと、安心をする程度といふものは大体どんなものですか。私考へますのに、この保証基金の一銭といふものがこれは運営費として充當されるか、いわゆる管理費として充當されて、保証金を払うという事態が起つた場合にはこの保証基金を以て充當する、充足するといふような考え方でなくて、全部この日歩一銭のものもこの保証基金の一銭の預り金も資本金もこめたものが保証力だと、保証金だといふように考へていふんですか。

○政府委員(濤江操一君) 保証債務額に對します引当金という關係になります、第一、その順位といたしましては、第

一に保証料を引当金に考へる。次にそれを以てなおカバーできないような場合が起きました場合に對しては、これはそのために責任準備金制度をこの法案でも考へておりますが、責任準備金を以て引當て、それを以てなお足らざる場合に初めて保証基金を以て引當てる、こういう考へ方に立つておるのでございまして。

○田中一君 大体今までの契約不履行の場合に起つた損害に對するいろ／＼統計上の資料を勘案した上に、その基金なり保証料の利率をおきめにまつたと思ひますが、大体その程度でまあ行けると私ははつきりわかりませんけれども、行けるとお見込みならば、資本金のこれ以上増すといふことは考へていないのですか。資本金に一億なら一億以上の増資をするといふ考へ方ではないわけなんですか。

○政府委員(濤江操一君) 私どもの試算で一応考へましたところでは、保証料の日歩一銭といふものによつて、通常従来まで仮に二十五年の解約状況を見ました場合に、これは工事金額にしまして発注量の〇・六八%といふことになつておるのであります。それを相當むしろ大きく取りまして一%と仮に仮定しまして、通常その程度で行くならば、保証料は日歩一銭四カ月というシステムで大体カバーできるといふふうに考へておるのであります。それで一面にはこの資本金がどの程度この設立当初に集まるかといふことが一つの問題でございますが、これは我々の試算しました場合においては、一億といふことを全国一本で一応考へておつたのであります、併し現実は一億をオーバーするであろうという状況に今

来ております。その点から参りますと、保証限度と自己資本との關係の二十対一という關係はかなり保証限度といふものをもう少し引上げて差支えない。つまり自己資本に二十倍するものの金額から申しまして、相當の保証債務残高といふものをもちつてやつて行けるといふことも予定されるわけですから、併し法案を提案しました当初においては一億と、更にそれを補う意味においてこの保証基金といふものを別途積立てる、こういう方法をとつたのでございまして。先ほどお話し申し上げたように三億八千万、自己資本一億といふことになりまして、これを五億と一応考へておりますが、その二十倍、百億が保証債務残高保証限度といふものになるわけでございます。これがとおむね保証債務残高のピークといふふうに考へて差支えないと思ひます。又實際も発注の状況等を見まして想定いたしますと、大体ピークは百億くらいでとどまるだろうといふことになつておるのであります。

○田中一君 保証基金は仮にまあこの申込み契約をする人が相當口数が多いと思ひますが、この保証基金といふものはこの基金として預けた者に返すのであつて、この会社全体の経営の中から返してもいいという状態になつた場合その預け主に返すのですが、それはどういふ形で返すのです。個人の例えれば清水建設なら清水建設といふものはこれを相當借りておつて、清水建設一の基金が仮に五千万になつたといふ場合に、ほかにはまだ借りない所もある。併しながら五千万といふことは五千万によつて清水建設が借りたところの、保証してもらつたところの基

金として払込んだ五千万円があるために全体の会社の信用量が増すかという点と余ったという場合には清水建設に返すのですか。

○政府委員(渡江操一君) これはお話の通り清水建設に返す、こういうことになるわけですね。

○田中一君 そうしますと、この預り金と言つても結局これは返すという前提の下におきますので、大体保証料で賄うと、いわゆる保険会社が保険料で賄うと同じように保証料で賄うべきが正しいと思うのです。それをあなたがたの計画ではまだその危険率が多分にあるのではないかと、併し或いはないかも知れないというところから保証基金というものは一応は保証料と同じような性格を持つ、若しもそういう解約その他の事故によつて発注者に対して迷惑……保証金の支払をする場合若しも足りないという困るから一応こういう制度を設けて置いたんだというふうな見解でいいんですか。

○政府委員(渡江操一君) 保険会社の場合でございまして、いわゆる経済パニックその他のことも考えまして、それに相当する準備金の積立制度もございまして、それから又一方保険会社の自己資本力というものを充実させるという点になつておる。そういう観点から申しますと、本来は保証事業会社の資本構成そのものを充実させるという行方の方が本当だと思ひますが、併し実際問題として、この保証事業会社を設立当初においてそこまで充実させるという事はなかなか困難でございまして、新しい制度ではございませうが、保証基金と資本金との抱き合せの制度によつて先ほど申上げました

二十対一という方法をとつたんです。二十対一というところがいいか悪いかというところはこれは問題でございませうけれども、おおよそね保険会社その他の通常の保険事故のほかの経済パニックというふうなものを考えた場合には、どうしてもそこまでの自己資本力というものを充実して行かなければならぬ。こういうことからしましてこの保証基金制度を作つたわけではございませう。

○田中一君 責任準備金は、やはりその各会社の準備金と同じような、利益金によるところの準備金として設定するということに考えていいのですか。

○政府委員(渡江操一君) これは利益金の積立はございませう。未經過保証料の準備金、こういうふうな考え方で行くべきものだと思います。

○田中一君 この支払準備金積立はどこから持つて来るのですか。

○説明員(水野孝君) 支払準備金制度はまあ一口に申しますと、年度末におきまして、債務は確定しておるにもかかわらずまだ具体的には支払われていない。こういうものはまあいつか必ず支払わなくてはならぬ時期が来るわけではございませうから、この保証事業会社の堅実な経営をいたしますために、こういうものにつぎましては、支払準備金としてこれを積立てて行く。そういうことを考えたのでございまして、これは保険会社の例になつたものであります。

○田中一君 責任準備金並びに支払準備金というものは、全部保証料の中から積立てるといふことが原則なんですか。

○説明員(水野孝君) さようでございます。二十対一という方法を……

○三輪貞治君 さつきの免責事項の問題ですが、免責をしなければならぬいろいろな事態には、その軽重、事業の完成に及ぼす影響等まちまちだろうと思ひます。従つて又免責の程度もいろいろ起つて来ると思うのですが、これは細かに具体的ににおきめになるのですかね。どういふ場合には全額とか、何分の一とか、ずつと……

○政府委員(渡江操一君) 免責事由によつて保証債務額を一部支払う、或いは全部免責になるというふうなことは考えておりませう。免責事項が起きた場合については、これは保証約款上当然保証金額全額について免責になる、こういうふうなことを考えております。

○三輪貞治君 その中で、労働争議の問題がありましたが、これは非常に考え方によつて複雑な、判定のしがたいことも出て来ると思ひます。と申しますのは、その事業自体の争議でなくして、その事業に使つておる材料のメーカー、或いは一般的なゼネスト、その他による影響というふうなお話でありましたが、これは非常に偶発的に、突発的に起る問題でなしに、契約當時においても経済情勢から必ずそういうことは予測される問題だと思ひます。そういう場合は又その一つの事項のみならず、あらゆる同時に契約した、同じ時期に契約したものに於いてはやはり多少の関連性を以て起つて来る。そうしますと、この争議による一つの材料の高騰、人件費の暴騰というふうなことは非常に濫用されたり、口実にされるという虞れはありませう。

○政府委員(渡江操一君) 考え方とい

たしましては、この免責事項の規定は契約当事者の責に帰すべき事由によつたものかどうかという点を基準にいたしておるのでございませう。そこで御指摘になりましたような、私どもが又考えておりますようなゼネストというふうな場合におきましては、これは契約当事者の責任によつてこれを何ともしたし方がないということになつて、それが原因となつて解約になつたという事でありますれば、それは契約当事者としてはそこまで責任は持たない、こういうことになるのではないかと、こういうふうなことを考えておるのであります。

○三輪貞治君 そういう場合は殆んどその時期に契約をしたものについては全般的にそういう影響を受ける問題であると私はこう考えられるわけではございませう。これは保証会社としては非常に重大な危機に立ち至るのじやないか、こういうふうなことが考えられるわけですが、そういう懸念はありませうか。

○政府委員(渡江操一君) まあ重大な危機と申しますか、これを保証事業会社が全部その場合に免責に該当しないかと、そういうゼネストの結果として起きた解約というもののについては全部保証債務額を支払わなければならぬと仮に仮定しました場合には、これは保証事業会社としてはもう成立つて行かないということが予想されますが、むしろその危険を慮りまして、そういう場合には免責事項にするというものが只今申上げました保証約款の免責規定なのでございませう。

○田中一君 今に關連しますが、結局発注者との契約においてやはり災害

に対する増額の問題がありますね。これは物価とスライドするという或一つの限界というか、或る規定があると思ひますが、その発注者と請負人との契約約款はどうなつておりましたかね、これは水野君詳しいと思ひます。

○説明員(水野孝君) いろんな契約書を発注官公庁としては使つておりますが、まあその中の標準的な契約約款、これは御承知の通り建設業法に基きまして中央建設業審議会が作成をいたしまして勧告をいたしておりますので、大体主要な発注官庁はこれを利用して頂いております。この標準契約約款によりますと、先づ統制額又は一般職別賃金の変更になつて、当初の請負代金額では著しく困難である、こういうふうな認められる場合におきましては、両当事者が協議して請負代金額を変更したり或いは工事内容を変更する、こういうことに原則はなつております。

それからなお予期することのできない異常な経済情勢の激変によりまして、一般物価事情が非常に増減をして当初の請負代金額では著しく困難であると、両当事者が協議して請負代金額を変更したり或いは工事内容を変更する、こういうことに原則はなつております。

○政府委員(渡江操一君) まあ重大な危機と申しますか、これを保証事業会社が全部その場合に免責に該当しないかと、そういうゼネストの結果として起きた解約というもののについては全部保証債務額を支払わなければならぬと仮に仮定しました場合には、これは保証事業会社としてはもう成立つて行かないということが予想されますが、むしろその危険を慮りまして、そういう場合には免責事項にするというものが只今申上げました保証約款の免責規定なのでございませう。

○田中一君 今に關連しますが、結局発注者との契約においてやはり災害

に対する増額の問題がありますね。これは物価とスライドするという或一つの限界というか、或る規定があると思ひますが、その発注者と請負人との契約約款はどうなつておりましたかね、これは水野君詳しいと思ひます。

○説明員(水野孝君) いろんな契約書を発注官公庁としては使つておりますが、まあその中の標準的な契約約款、これは御承知の通り建設業法に基きまして中央建設業審議会が作成をいたしまして勧告をいたしておりますので、大体主要な発注官庁はこれを利用して頂いております。この標準契約約款によりますと、先づ統制額又は一般職別賃金の変更になつて、当初の請負代金額では著しく困難である、こういうふうな認められる場合におきましては、両当事者が協議して請負代金額を変更したり或いは工事内容を変更する、こういうことに原則はなつております。

それからなお予期することのできない異常な経済情勢の激変によりまして、一般物価事情が非常に増減をして当初の請負代金額では著しく困難であると、両当事者が協議して請負代金額を変更したり或いは工事内容を変更する、こういうことに原則はなつております。

○政府委員(渡江操一君) まあ重大な危機と申しますか、これを保証事業会社が全部その場合に免責に該当しないかと、そういうゼネストの結果として起きた解約というもののについては全部保証債務額を支払わなければならぬと仮に仮定しました場合には、これは保証事業会社としてはもう成立つて行かないということが予想されますが、むしろその危険を慮りまして、そういう場合には免責事項にするというものが只今申上げました保証約款の免責規定なのでございませう。

○田中一君 今に關連しますが、結局発注者との契約においてやはり災害

することはできませんから、そういうものにつきましても、例外的に両当事者が協議してきめる、こういうようなシステムになっております。

○田中一君 その認定と今の免責事項の認定とは大体は同じものですか、観点は、認定の基礎ですね。

○政府委員(渡江操一君) この保証約款上の免責事項は、只今申上げました請負契約約款上のいわゆるスライドの原因となる事項と比較いたしまして、むしろこれははばつております。

○田中一君 契約請負人、発注者の契約約款や、契約上のそうした問題が解決されてですね、或いは契約の更改とか、或いはその設計の変更とかいう事態が起りますね、なおかつ発注者側といたしては損害がある場合にはこれをみて適用する、こういう考えでいいのですか。

○政府委員(渡江操一君) その通りでございます。

○前田穠君 先刻来田中委員から保証基金の問題でいろいろ質問があつて、詳しく御説明があつたのですが、まだ少し私にはよくわからないのですが、十七條を見ますと、保証基金を設けなければならぬというところが一項にあつて、そして二項には保証約款で定められた金額を徴収することができる、というふうにできるといふことになつておりますが、そうすると、保証契約ごとくその保証基金を徴収することは例外で、何かほかの方法で保証基金を設定することが原則であるかのごとくにも見えるのですが、そしてこの收支見積りを見ますと、これは全部個々の保証契約ごとに保証基金を取つたやつの集計のごとくにも見えるのです

が、結局これは営業開始当初は收支の關係が悪いから、全部個々に取るんだと、で漸次保証基金がたまつて来れば、もう途中ですむんだと、こういう意味になるんでしょうか。

○政府委員(渡江操一君) 大体お説の通りでございます。

○前田穠君 そうしますと、保証基金が一定の率まで積立てができれば、あとはその保証料は、結局その保証料を出すほうの保険契約者のほうの費用、即ち出費がそれ以後はもうとたんに半分に減るんだと、こういう意味なんですか。

○政府委員(渡江操一君) その通りでございます。

○前田穠君 大体わかつたようなんですが、何かこの定款の例とか、或いはその保証約款の例みたいなものが、お書きになつたやつがないんですか、あればそれを拜見すると非常に了解がしいんじやないかと思うのです。

○政府委員(渡江操一君) 明日でも、先ほど田中委員に申上げました通り、一応の試案でございますが、お眼にかけたらと思います。

○三輪貞治君 第十九條の兼業の制限がございまして、この第二号に「前払金保証事業に附随する事業」とありますが、これはどういう事業が前払金保証事業に附随する事業として予想されますか。

○政府委員(渡江操一君) これはまあこの保証事業会社の仮に広告でございますとか、或いはこの請負業者に対するこの保証事業と関連いたしまして、経理指導に關します出版物でありますとか、そういったような細かい附帯事

業というものを考えております。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 本法案に対する質疑はこの次に延まして、請願、陳情を審議いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(廣瀬與兵衛君) それではさうに取計らいます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) では、請願、陳情を審議いたします。お手許に配付してございまして、陳情のうち、第三、第四、第七から始めたいと存じます。第七はプリントを刷るのを落した

○田中一君 この請願、第六九八号に

つきましては、浜松市のメーンを通つておきますところの国道の幅員を拡げるといふことになっておるんですが、これに對しては終戦後七年も経つておりました、両側に本建築ができております。市長がこの国道を拡げないという政策を掲げまして市長に當選したもので、ところがその方針を一變して、前市長の計画通りこれを遂行して行くといふようなことになりまして、地元民と市側との間に刑事問題、或いはこの執行に對して強制的な行動もありまして、現在でもまだなお対立中でありまして、そこで市側の言分としましては、建設省がどうしてもこれをやれ、こういう命令だからやるんだといふことを言つておるんです。で現在この浜松市の都市計画上のこの国道とは言いがら、この国道を通らずとも駅前から市外に出られる線を持つておる

んです。曾つてたしか昭和八年でしたか九年でしたか、それが第一回、第二回は十二年でしたかにそれを以て国道にするんだといふことにしまして、相当広い道路を持つておるのです。現在の国道といふものは、それよりもつとに近い距離にこれより幅員の広い道路を持つておる關係上、これをこのままに存置して欲しいといふ、こういう意味の請願なんです。

○政府委員(石破二郎君) 田中委員の只今のお話であります、都市局におきましては、非常に地元民のかたの間にこの計画についていろいろ御意見があらます。これはかねてから承知いたしておるものであります、これを一日も早く皆様の満足のいきますやうに解決したいといふことで努力して参つたのであります。遺憾ながら本請願にありましては、まだ問題が解決してないといふことにつきましては、私も重大な責任を感じておる次第であります。具体的にはいろいろ問題がありまして、只今ここでこれをどうするか、それをどうするといふことは差控へさせていただきます。御趣旨をよく汲みまして、できるだけ努力をして皆様の満足のいきまうように、この問題を解決して行きたいと考えております。

○田中一君 これはたしか二十三年……、四年前の計画だつたと思ひますが、若しこれが市側のほうの意思によつて変更されるといふ場合には、建設省はそれに対する変更に応ずるといふお考えでおるのですか、或いは全然応じない、初めの初期の計画といふものを……変更には応じないといふやうな態度でおるんですか。

○政府委員(石破二郎君) 勿論適正な変更案であり、更にそれが実行可能な変更案でありましたれば、建設省といったしましてはこれを当然変更すべきものと考えておられますけれども、……私どもは都市計画法第一條に書いてある、住民の永久の幸福を図るのが都市計画の本来の使命でありまして、單に現在の状況だけを考慮してこれを左右すべきものではないとかやうに考えております。更に大ざつぱな議論で大変恐縮ではありますけれども、過去の土木施設のいろいろの例を見まして、これが過去の計画が大きい過ぎて困つたといふやうな例は比較的少いのであります。大部分のものはもう少しあつたき微底的にやつておけばよかつたんだがといふやうな感じがいたすのが相当多いように考えております。例えて見ますれば、東京の昭和道路でありますとか、或いは京浜国道でありますとか、その他いろいろ例はあると思ひますけれども、過去の土木施設をもう少し当時微底的にやつておけばよかつたんじゃないかと思はれるやうな事例が多いやうであります。従いまして、私どももいたしましては、浜松市の実情もよく伺ひまして、訂正すべきものは訂正するに決してやぶさかではありませぬけれども、それらの点もよく考慮いたしまして善処したいと考えております。更に御承知の通り、この区画整理の仕事は現在すでに進行途中でありまして、仮に変更案が適当だといふやうな結論になりまして、次にこれは現在の段階において実行可能

かどうかという点も併せて考慮して善処したいと、かように考えております。

○田中一君 私もこれにつきましても現地に参つていろいろ調査して参つたんですが、結局問題はもつと早くこの計画ならば戦災直後、直後と言わんまでも一応の復興を見ない前にその計画案を出して欲しいというのが一つ。それが今日になつてもう相当本建築もできてしまつて、その上でなお……というところに対しては、補償その他の問題について不満足だというのが一点。それから換地その他を興えずしてただ強制退去を命ずるということがいかに。殊に全然その土地と関係のない者がいゆる土地を買つたからと、権利を取得したからというので以てどんどんそこ地主の關係で進出して来る。ところが或る場合には或る銀行などは前よりも広い敷地を買つておる。或る銀行は三分の一割つて切られてしまつて換地がないというやうな、非常に市側のはうの換地その他の不公平から起つて来たる問題が相当あるんですけれども、建設省としてはこの問題についてはつきり、市の問題でありますけれども、これに介入してこの調停といいますか、満足に行くやうな案に実行させるというこの調停ができないものですか。

○田中一君 尤も私ばかりがこの派松の問題でどういふことを申し上げて速記をとるのも、結局こつた問題が、例えばこの請願のうちにも二千五百二十九号にある通り高田馬場でもこの問題が起きております。それから宇都宮の大通りに対しても起きております。これも無論さういふ一つのモデル・ケースとしてあえて局長に伺うわけなんです、さうした問題については一応実態を調査するということでは建設省としてはできるんですか、できないんですか。

○政府委員(石破二朗君) 建設省としては当然よく事情を調べまして、間違つておる点があるならば、よく施工責任者を指導しなければいけません。建設省としても改むべきは当然改むべきだと、かように考えております。

○田中一君 余り時間をとつても申訳ないのでありますが、あと結論にしますが、今ここで御答弁になつたことを即刻実行に移して頂いて、若しも、私が請願を担当いたしております關係上、私に御連絡願えれば或いは現地に御同道申上げてほしいと思ふのです。さうして急速にこの解決を図つて頂きたいと、かように希望して請願理由の説明といたします。

○委員長(廣瀨與兵衛君) これは採択いたしますか。どうでしょう。

○田中一君 採択にお願いいたします。

○委員長(廣瀨與兵衛君) まだ調査してないという説明をしておりますから……。

○田中一君 無論私は調査してないというの嘘でございます。何遍も建設

省は行つております。今の調査してないといふのはこれ以上のことを調査するといふことを今局長が言つたのであつて、専門員が調査してないといふことは嘘です。調査してあります。同時にこれ以上の紛糾があれば調査しようといふことをおつしやつたのだと思ひますが、局長如何ですか。

○政府委員(石破二朗君) 従来ともよく調査もし、指導もして参つておるものでありますが、現在に至るもなお問題が解決しないというところは、結局施工責任者並びに建設省において更に盡すべき余地が残つておると、かように考へておりますので、今後更に十分よく事情を再調査もし、これが解決に向つて善処したいと思ひます。

○田中一君 採択にお願いできませんでしょうか。

○委員長(廣瀨與兵衛君) 前田さん御意見あります。

○前田君 異議なし。

○委員長(廣瀨與兵衛君) 深水さんは……。

○深水六郎君 将来善処するという意味において賛成いたします。

○委員長(廣瀨與兵衛君) それでは採択に決定いたします。

次に第三の請願第六九七号、第四の請願第八二二号は内容が同じでございますから、一括して審議に移ります。

○田中一君 これも只今六百九十八号で申上げたのと同じやうなケースのものであります。ただ一点、かねて前都市局長とは本国会に区画整理法というのを單行法で出すという約束になつておるのです。いろ／＼な地元民と事業の執行者との間にトラブルが起るの

も多少そうしたものの法律的な不親切さがあるのじやなからうかと考へるのです。従ひまして、この二つの請願をいたしますと、同時に建設省のほうには是非とも区画整理法といひますか、都市計画の命ずるところの地元民とそれから執行者との間に円満に事業の遂行ができるやうな單行法を出し願ひたい。この二つの請願を御採択して頂きたいという希望を述べると同時に、その点については急速にそらした法の裏付をして頂きたい、かようにお願いしておきます。

○政府委員(石破二朗君) 土地整理法案といふものを準備して参つております。この都市計画による区画整理を少しでも円満にやつて行きたいと、かように考へておつた次第であります。が、準備の都合上、どうしても今国会に提案して御審議願うまでに至りませんので、誠に申訳ございませんけれども、御了承をお願いいたしたいと思ひます。できるだけ速かに法案の準備をいたしまして、御審議を願うように計らつて行きたい、かように考へております。現に次の国会にかけたという希望を持ち出して、現在でも審議を中止せずには案の検討をいたしておるやうな次第であります。問題の宇都宮市の件に關しましては、これは県当局並びに市当局、いずれも殆んど全員一致で既定の計画を遂行したいとかやうに承わつておりますので、今俄かにこの計画を変更しようといふやうな意思は持つておりませんけれども、よく住民のかた／＼には十分説明いたしまして、御納得の行くやうにやつて行きたい、かように考へております。

○委員長(廣瀨與兵衛君) 保留に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(廣瀨與兵衛君) それじや三、四は保留いたします。

次に五の請願第一二三五号に移りまして、楠瀬君から説明をお願いいたします。

○楠瀬常雄君 この広島、長崎特別都市建設事業促進に關する請願であります。これは御承知の通り昭和二十四年の十月に建設大臣が委員長として両都市特別建設審議委員会が構成されまして、いろ／＼事業計画を樹て、両市の建設事業を促進する意味で事業費の決定をされたわけでありまして、その事業費について特別法の第三條の規定に従つて國家の助成として國庫の補助率三分の二の交付と、それから起債額も二分の一というふうに、特別の考慮を以て両市の復興事業の促進にまあ熱意を示されたわけでありまして、ところが翌年度二十六年度におきまして國庫補助率が二分の一に切下げられた。而もその他いろ／＼な經濟變動なんかありまして、地方財政も逼迫して参りまして折から、事業費の起債額も四分の一に縮小するといふやうな措置をとられて、さういふやうな措置をとるためにこの両都市の建設事業計画が、殊に両市の逼迫しております財政状況等から見まして、非常な重荷になりまして、今後まあ二十九年度で完成するといふこの両市の復興事業計画が非常に苦境に陥つて参つたといふやうな実情にあるわけでありまして、そこでこの実情をよく御覽下さつて、両市の建設事業の促進のために当初年度事業費同様、國庫の補助率を三分の二に復活して行く、それから起債額の拡大につ

第二條第二項中「赴道事業費に相当する部分を除く。」を削る。

第九條第二項を次のように改める。

2 主務大臣は、都道府県知事をして、当該都道府県の区域に存する市町村に対して、政令で定めるところにより、前項に規定する主務大臣の権限を行わせることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年一月一日以降発生した災害に関し適用する。

2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第四條の改正規定は、同法第三條各号に掲げる施設について地方公共団体（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局を含む。）又はその機関が施行する災害復旧事業であつて昭和二十六年中又は昭和二十五年以前に発生した災害に因るものうち、主務大臣による事業費の決定があつて国の負担金の全部又は一部の交付を昭和二十七年三月三十一日現在において受けていなかったものについて、適用し、又は準用する。

昭和二十七年七月二日印刷

昭和二十七年七月三日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁